

報道機関各社 様

歩道橋「ネーミングライツパートナー」を募集します。

札幌市では、横断歩道橋に愛称の標示権を付与する「札幌市横断歩道橋ネーミングライツ事業」について、令和8年度のネーミングライツパートナーを、以下のとおり募集します。

本事業は、市の歳入確保を図るとともに、道路施設を地域貢献の場として活用していただくことを目的に、令和7年度に開始しました。

令和7年度の募集では、多くのご応募をいただき、対象6橋の全てで契約を締結することができましたことから、この実績等もふまえ、令和8年度においても、ネーミングライツパートナーの募集を行います。（※契約済み6橋の愛称は次ページを参照）

1 ネーミングライツパートナーについて

- ・ネーミングライツパートナーは契約により、札幌市が管理する歩道橋に、「企業ロゴ」、「企業名」又は「店舗名」を歩道橋の正式名称とともに標示することができます。
- ・募集に際しては、歩道橋ごとに契約最低額を提示します。ネーミングライツパートナーは、応募していただいた方の中から、選定委員会の審査により決定します。

（対象歩道橋・契約最低額）

歩道橋名	所在	契約最低額 (月額・税抜)	契約期間
啓明中学校前歩道橋	中)南9条西22丁目	49,000円	契約締結日 ～ 令和11年3月31日
北園横断歩道橋	東)北24条東4丁目	31,000円	
白石神社前横断歩道橋	白)平和通14丁目南	25,000円	
美園横断歩道橋	豊)美園10条6丁目	67,000円	
山の手小学校前歩道橋	西)山の手6条6丁目	32,000円	
琴似中央小学校前歩道橋	西)八軒7条東1丁目	27,000円	

2 募集条件

- ・事業の趣旨に賛同し、パートナーになることを希望する企業等の法人。応募者の所在地は、札幌市内外を問わない。
- ・政治・宗教団体、札幌市広告掲載基準第2条に掲げる業種又は事業者でないこと。また、道路法及び屋外広告物法並びにこれらの関係法令等の規定に違反する事業者でないこと。

3 募集期間

令和8年3月16日（月）～令和8年4月17日（金）

4 応募方法

申込書ほか関係書類を、建設局道路管理課にご持参又は郵送してください。

（応募の詳細、申込書は下記5でご確認ください。）

5 掲載ホームページアドレス

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/hodokyo/naming-rights.html>

問い合わせ先

建設局総務部道路管理課管理係 松下、佐野

電話：211-2452

札幌市横断歩道橋ネーミングライツ事業（R7年度実績）

01 北3条通横断歩道橋



02 北2条通横断歩道橋



03 南大通横断歩道橋



04 二条横断歩道橋



05 菊水歩道橋



06 旭横断歩道橋

